

3 谷口雅史議員



- 1 令和5年度の町の主要な施策に問う
- 2 町の災害避難所における感染症対応の取り組みは
- 3 不登校対策について

1 令和5年度の町の主要な施策に問う

本町は今、人口減少や少子高齢化の進行、世界的な原材料価格の上昇やエネルギー・食料価格の高騰の厳しさ、新型コロナウイルス感染症の対応など住民生活や地域経済にダメージを受けています。

最近ではポストコロナ社会とも言われ、そのような中、岩内町行政は立ち止まる訳にはいきません。町長からは、岩内町総合振興計画の基本理念である、健やかなまちづくりの5つの大綱を柱に町政運営に取り組みたいとありました。

1、母子保健対策についてお伺いいたします。

新たに産婦健診の受診費・通院交通費に対する助成の実施をしておりますが、内容の内訳は。

2、住民活動との連携・支援についてお伺いいたします。

町内会等活動を支援する集落支援員を導入とは。また、将来にわたる行政と地域が共に力を出し合う持続可能な地域づくりを目指すとは、具体的にはどのような内容なのか。

3、移住促進対策についてお伺いいたします。

以前にも提案しましたが、テレビでの住みよい魅力ある岩内町の紹介CMの考えはありませんか。

4、関係人口の創出・拡大についてお伺いいたします。

岩内ファンを増やす取り組みを継続とありますが、どのような内容ですか。今年の新たな内容はありますか。

5、移住者啓発にも、町外からの多くの人に来てもらえるためにも、企業誘致担当部署を新たに作るなど、前に進まなければなりません。私も企業誘致の強化・人員の増設・予算の増額等、何度も質問・提案させていただきました。

もう木村町長も4年目になり、一期目を締めくくる節目の年です。岩内町は町財源も厳しい、人口減少も止まらない等、課題解決には時間がありません。

町長に伺います。

私は、努力を惜しまず、持てる力を全て出し切り、町政運営に臨んでまいりますと言われてしています。ポストコロナ社会の中、チャンスと捉え、移住・定住・企業誘致・町の人口増加への特別な考えがあるのか。町をどうされたいのか伺います。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、母子保健対策における産婦健診の受診費・通院交通費に対する助成の実施内容についてであります。

母子保健対策につきましては、母子健康包括支援センターを拠点に子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができるよう、保健師や栄養士、助産師等による産前産後における切れ目のない支援のほか、妊婦健診の受診費・通院交通費の助成など妊産婦へのサポートを行っておりますが、こうした支援を更に拡充するため、令和5年度から新たに産婦健診の受診費・通院交通費の助成を実施するものであります。

この助成内容についてであります。受診費については、1回につき5千円の助成を2回まで、通院交通費については、俱知安町や小樽市、札幌市など受診医療機関等の所在地に応じた交通費を2回まで助成するものであります。

2 項めは、住民活動との連携・支援について、集落支援員の導入と持続可能な地域づくりを目指す具体的な内容についてであります。

町内会等活動を支援する集落支援員につきましては、地域力の創造・地方の再生を目的として、総務省で実施している支援制度で、市町村から委嘱を受け、地域の巡回や状況把握等を行いながら、地域で必要とされている施策を進める人材を導入する事業であり、令和5年1月に、集落支援員1名を委嘱したところであります。

次に、持続可能な地域づくりを目指す具体的な内容についてであります。地域づくりの形成における中核的な役割を担う町内会等につきましては、町が実施したアンケート調査や町内会長等との意見交換会等の結果、役員のなり手不足や会員の高齢化といった課題が多く挙げられるなど、町内会等の活動継続が懸念されたところであります。

こうしたことから、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指すため、地域住民が町内会や地域運営組織の必要性を理解していただき、町が様々な地域課題を解決する活動を支援する仕組みづくりを創出することも重要であることから、令和3年度より、地域運営組織形成支援事業に着手したところあります。

本事業では、庁内ワーキンググループの開催や地域運営組織モデル地区による町内会の役割や組織の見直し等の町内会支援活動を継続的に実施することで、住民一人ひとりが安全、安心に健やかに暮らし続けることができる、持続可能な町内会等の形成に取り組むものであります。

3 項めは、移住促進対策として町を紹介するテレビCMの考えについてであります。

本町の魅力を対外的に情報発信する広告媒体としましては、ターゲット層やその目的、予算に応じた中で、適切に媒体を選定する必要があると認識しており、その中でもテレビCMにつきましては、ターゲットも全世代と幅広く、人の目にも留まりやすいことから、広告媒体の中でも一定の宣伝効果があると承知しているところあります。

しかしながら、テレビCMについては一過性となりやすく、また、放映期間や視聴地域、放送時間帯次第で放映料が割高になるなど、費用対効果を踏まえた中で、適切に選定する必要があるものと考えております。

そうした理由から、現在、町の移住促進対策における情報発信としては、移

住検討者が情報を得るために利用する率が高いとされる、首都圏で開催される移住相談会への出展、オンラインによる移住相談や移住体験ツアーの開催など、イメージしやすい情報発信や、SNSによるまちの魅力を積極的に発信しており、今後も移住検討者の方々に、本町の魅力が効果的に伝わるよう、きめ細やかな情報発信を継続してまいります。

4項めは、岩内ファンを増やす取り組みの内容についてであります。

岩内ファンを増やす取り組みとしましては、岩内観光大使である東京ふる里岩内会や、大相撲の一山本関、更には、アイスホッケーレッドイーグルス主将の橋本僚選手など、様々な舞台上で活躍されている岩内町とゆかりのある方々との交流を深め、本町の理解者・応援者になっていただけるよう地域の取り組みや魅力を発信し、岩内観光大使単体や、町とのコラボによるイベントなど、積極的な交流活動を通じて岩内ファンを増やしてまいります。

また、ふるさと納税により本町と関わりをいただいた寄附者に対し、各種返礼品を通じて本町への理解を深めていただき、更に応援していただけるよう定期的に情報を発信するなどの取組を実施していくほか、SNSを通じ、地元を離れた方や新たなファン層に向け、本町の魅力ある景観や景色、日々の情報を効果的に発信してまいります。

なお、今年度の新たな内容としましては、昨年11月より地域活性化起業人として派遣いただいているDMM. comと連携し、ウェブ広告やSNSの強化により、更なるファンの拡大に取り組むほか、新たにガバメントクラウドファンディングを実施することにより、町が取り組むプロジェクトの内容や成果を町内外にアピールすることで、町の魅力を発信し、応援してくださる方々の輪が広がる効果が期待できることから、新たなファン層の獲得に向けた取り組みを進めてまいります。

5項めは、移住定住、企業誘致、町の人口増加への特別な考えがあるのかについてであります。

令和5年度の町の主要な施策につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応と物価高が続く中で、町民の皆様の暮らし、事業、雇用を守り抜くとともに、経済の力強い回復と新しい日常におけるポストコロナ社会の構築を目指しながら、各種施策に取り組んでまいります。

その中でも、移住促進対策につきましては、情報発信による各種施策に取り組むほか、移住希望者が本町に定住する選択肢の一つとして、新築・中古住宅の取得助成による転入者加算制度を設けるなど、移住希望者のニーズに沿った施策の充実に取り組んでまいります。

次に、企業誘致につきましては、トップセールスを中心に企業訪問活動などを通じた企業動向やニーズの収集に努め、企業立地に適した売却可能な町有地の選定や民有地等の現況調査を踏まえ、各種助成制度などを広くPRしながら、企業立地の促進を図ってまいります。

更に、町の人口対策につきましては、令和2年3月に策定しました第2期岩内町人口ビジョン・総合戦略において、町の人口動態が、今後更なる加速が予想される人口減少や、少子高齢化等の諸課題に直面すると分析しているところであり、人口減少に特化した施策を計画的に展開しているところであります。

こうした状況の中、町が一丸となって知恵を出し合いながら、まちづくりに取り組んでいく必要があることから、新たな町の総合的かつ長期的な指針となる岩内町総合振興計画の基本理念として、健やかなまちづくりを掲げ、地域を

支える人づくり、地域を支える医療・介護・福祉、地域を支える経済力、地域を支える安全・安心、岩内町セールスプランの推進の5つの決意を持って、各種施策を推進し、あらゆる分野で町の総合力を高めていくことが重要であると考えております。

2 町の災害避難所における感染症対応の取り組みは

新型コロナウイルス感染症対策を徹底した避難所運営がされ、避難した全世帯の感染症対策とプライバシー保護を両立・手指の消毒や検温・マスクの励行の徹底など新たな手順の追加が必要となっており、防災ハンドブックの保存版の新たな新型コロナウイルス感染症対策の周知について、令和3年第1回定例会での私の質問に対し、町長は、防災ハンドブックの次期改訂版は、令和4年度の作成を予定しており、この改訂までの期間に対応するため、現在、各家庭で保管されている防災ハンドブックに追加できるような形で、広報紙に折り込み、全戸に配布することで、災害時に備えていただけるよう取り組んでまいりますとの答弁がありました。いまだ配布されていません。

普段からの検温・マスクの励行・手指の消毒・必要以外に大声を出さない・3密を避ける・分散避難等、また新型コロナウイルス感染症への感染を警戒して避難行動を起こさない人への対策等課題もあります。

避難者の体調不良の重症化回避・早期発見のために、パルスオキシメーターの避難所の常備配置等万全の体制が必要です。そこで、新たな防災施策・避難所対策についてお伺いいたします。

- 1、現在のテントの備蓄数は。今後の予定は。
- 2、感染症対応の天井開放型テントはあるのか。
- 3、マスク、手指消毒液、非接触型体温計の備蓄数は。
- 4、パルスオキシメーターの常備の検討状況は。
- 5、分散型避難の計画の作業状況は。
- 6、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ防災ハンドブックの作成は。
- 7、新型コロナウイルス抗原定性検査キットの備蓄は。

【答 弁】
町 長：

町の避難所等における備蓄品数につきましては、一般防災及び原子力防災における、令和5年2月末時点の保有数でお答えいたします。

1項めは、テントの備蓄数と今後の予定についてであります。

町が備蓄している避難所用テントは、115張りであり、岩内町非常用備蓄品備蓄計画に基づき、予定数量の整備が完了したことから、現状では追加購入の予定はありません。

2項めは、感染症対応の天井開放型テントについてであります。

天井開放型テントにつきましては、6張り備蓄しており、今後においても、備蓄品目の優先度を勘案する中で、追加購入について検討してまいります。

3項めは、マスク、手指消毒液及び非接触型体温計の備蓄数についてであります。

マスクにつきましては、1万2千800枚、手指消毒液につきましては、250ミリリットル入り38本、500ミリリットル入り105本、20リットル入り6缶、非接触型体温計につきましては、69台備蓄しております。

4項めは、パルスオキシメーター常備の検討状況についてであります。

パルスオキシメーターにつきましては、血中酸素飽和度を簡易に測定できる医療機器の一つであり、その有用性を踏まえ2台常備しており、避難所における機器の使用に関しましては、避難者の体調不良等の状態に応じ判定することとなりますが、避難者の健康状態によっては、医療機関に搬送するなど、迅速な対応をすることとしております。

5項めの、分散型避難の計画の作業状況と、6項めの、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ防災ハンドブックの作成については、関連がありますので併せてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行下における、分散型避難等につきましては、令和3年5月、国の防災基本計画の修正を受け、岩内町地域防災計画を改訂しており、その周知につきましては、各家庭で保管されている防災ハンドブックに追加できるよう広報紙に折り込み、全戸に配布する予定としておりましたが、令和3年7月号広報への折り込みチラシ作成時点において、新型コロナウイルス感染症対策の情報に加え、災害対策基本法改正に伴う避難指示への一本化に係る情報について、周知する必要が生じたため、折り込みチラシと広報紙面の両方を活用する形で周知を行ったところであります。

なお、新たな岩内町防災ハンドブックにつきましては、分散避難のお願いに関するページを追加したほか、避難指示の一本化や、避難行動判定フローなど、最新の情報を掲載しており、3月末に町広報紙と一緒に全戸配布を予定しているところであります。

7項めは、新型コロナウイルス抗原定性検査キットの備蓄についてであります。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の防災基本計画や避難所運営ガイドラインに基づき、感染症対策の備蓄品の整備を行っておりますが、抗原定性検査キットは含まれていないことから備蓄していません。

また、新型コロナウイルス感染症における、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による位置づけを、季節性インフルエンザと同等の

5類に見直す方針が決定されたことから、国のガイドライン等動向を注視するとともに、避難された方の生命が守られるよう、関係機関との連携を図りながら、今後も適切な避難所運営に努めてまいります。

3 不登校対策について

社会がどのように変化しようとも、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、新しいものをつくり出す創造力や自己肯定感を高め、そして、自ら考え、判断し、決定し、行動する自律性を育み、社会でしっかり生きていく社会に適応する力の育成に努めてまいります。また、学習指導要領においては、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む社会に開かれた教育課程の実現が求められておりますと、教育行政執行方針で述べられております。

また、豊かな心と健やかな体の育成では、小中学校における不登校対策については、岩内町立小中学校不登校対策連絡会を活用され対応等をするようですが、お伺いいたします。

- 1、今現在の小中学校別の不登校人数は。
- 2、学年別は。
- 3、不登校の原因と原因別人数は。
- 4、岩内町立小中学校不登校対策連絡会の開催はされたのか。また、どのようなことが話されたのか。
- 5、関係機関との連携とありますが、関係機関とは具体的にどこで、どのような連携を図るのか。
- 6、つばさ教室とは。
- 7、新たな不登校を生まないための対策は。
- 8、スクールカウンセラーの活動は。

【答 弁】
教 育 長：

1 項めの現在の小中学校別の不登校人数はと、2 項めの学年別は、については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

不登校児童生徒数の把握方法につきましては、いくつかの集計方法がありますが、町内の小中学校に在籍している児童生徒で、令和4年12月から令和5年2月までの3か月間、毎月7日以上欠席した児童生徒数として申し上げますと、現在把握しております小中学校の不登校人数は、小学校では6名で、そのうち3年生と5年生が1名ずつ、6年生が4名。中学校では20名で、そのうち1年生と2年生が6名ずつ、3年生が8名であります。

3 項めは、不登校の原因と原因別の人数は、についてであります。

不登校の原因といたしましては、情緒不安や体調不良、学習意欲の低下、生活リズムの乱れ、家庭的事情などが主なものでありますが、複数の原因が重なって不登校に至っていると考えられるケースも多く、それぞれの原因別の人数につきましては、正確な把握が難しいものと考えております。

4 項めは、岩内町立小中学校不登校対策連絡会の開催と内容についてであります。

岩内町立小中学校不登校対策連絡会につきましては、毎年1回開催しており、令和4年度におきましては7月26日に開催し、各小中学校長、教頭、教育支援教室指導員、スクールカウンセラー、教育委員会職員が出席しております。

会議の内容につきましては、各学校の不登校児童生徒及び家庭への取組状況や、課題について情報共有するとともに、スクールカウンセラーから見た児童生徒の様子のほか、学校での不登校未然防止対策について、様々な角度からの助言を受ける時間なども設けており、今後も引き続き、不登校対策についての情報を共有し、取り組みを進めていくこととしております。

5 項めは、関係機関とその連携内容についてであります。

不登校対策に係る関係機関との連携については、学校における取り組みをはじめ、個々の事案により必要に応じて、町の福祉部局や後志教育局、児童相談所などの関係機関とケース会議を開催するなど、児童生徒が置かれている現状や、学校生活を送るために効果的な支援方法などについて、情報共有や意見交換等を行っております。

6 項めは、つばさ教室についてであります。

つばさ教室は、不登校児童生徒の自立を促し、学校への適応を図るために設置している教育支援教室であり、岩内町立小中学校に在籍又は岩内町内に在住する児童生徒で、本人及び保護者が希望し、在籍する学校長の承認を得た児童生徒が通級するものとして、現在は、岩内町地域交流センター内において、指導員1名を配置し、毎週月曜日・水曜日・金曜日の午後1時から4時まで開設しております。

令和4年度の利用状況につきましては、本人及び保護者が希望し、在籍する学校長の承諾を得た児童生徒が7名となっておりますが、通級を希望したものの、生活リズムの乱れや体調不良などにより、通うことが困難な児童生徒もあり、令和5年2月末現在の通級者は、延べ3名となっております。

不登校となっている児童生徒の支援は、学校に登校するという、結果のみを目標にするのではなく、まずは、児童生徒が自立することを目指すことが重要であることから、これらを念頭に置きながら、引き続き、学校と十分連携の上、

不登校児童生徒とその家庭における負担に配慮しながら、通級の促進に努めてまいります。

7項めは、新たな不登校を生まないための対策についてであります。

学校を長期欠席する児童生徒の理由等については、情緒不安や体調不良、生活リズムの乱れや、友人関係や学校環境に適応できないなどのほか、保護者の養育力不足などの家庭的な事情に至るまで、様々な要因を抱えており、また、その要因が自身においても不明なケースがあることも、実情として挙げられます。

不登校の未然防止のためには、児童生徒一人ひとりの、心の状態にしっかりと目を向け、児童生徒に寄り添った、きめ細かな指導が必要であり、不登校の予兆となる変化を見逃すことなく、初期の段階で児童生徒の状況に応じた働きかけを適切に行うといった初動が大切であることから、不登校のサインとなる状況が見られた際には、学校内での対策会議の開催や保護者との連携のもと、早期の支援に取り組むことができる組織的な体制の確立が重要であると考えております。

また、児童生徒が見せる兆候は、家庭環境が影響しているケースも少なくなく、児童生徒が置かれた環境を理解し、どのような支援が必要か見極め、適切な働きかけを行うことが肝要であり、今後もスクールカウンセラーといった専門性をもった外部支援員とも連携を密にしながら、相談体制の充実・強化に努めてまいりたいと考えております。

8項めは、スクールカウンセラーの活動についてであります。

現在、スクールカウンセラーにつきましては、教育委員会での配置に加え、北海道が実施しておりますスクールカウンセラー活用事業も利用し、毎週1回来町し、各学校などにおいて、不登校や学校生活に悩みを抱える児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への助言などを行っております。

令和4年度におきましては、令和5年2月末現在、各小中学校の児童生徒延べ44名、保護者延べ24名のカウンセリングを実施するなど、スクールカウンセラーの活用により、児童生徒が抱える悩みなどを早期に把握でき、学校と連携して迅速な対応が図られる例も多く見られるなど、相談体制の充実が、図られてきているものと考えております。

岩内町における不登校児童生徒数は、近年、横ばいの状況が続いておりますが、教育委員会といたしましては、全ての児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、引き続き、不登校の未然防止や学校における早期支援体制の充実、学校復帰などの取り組みを進めてまいります。